

別紙1の記入上の注意事項

<一般的注意事項>

1. 書類の記入方法について

本様式は、英文のタイプ印書で記入すること。記入内容を消したり、修正液等を上に塗ったり、訂正してはならないこと。また、署名は、如何なる方法にても複製はしないこと。

日付はすべて以下のとおり6桁の形式で示すこと。

(例)「2012年7月29日」は「29/07/12」と記入する。

2. 書類の箇所別の記入責任者について

輸出しようとする者が必要な事項を記入すること。

<各欄への記入上の具体的注意事項>

(第1欄)

特定有害廃棄物等の輸出の理由について、該当する欄に「×」印を記入すること。

(第2、4欄)

輸出者／申請者及び輸入者／処分者については、以下の事項を記入すること。

・氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

・住所又は所在地

・緊急の場合の連絡責任者の氏名、住所及び電話番号、ファクシミリの番号、電子メールのアドレス

(第3欄)

・一回の移動、複数回の移動のいずれに係る特定有害廃棄物等に関するものか(複数回の移動の場合は、予定される総移動回数を記入すること。)、

・処分作業の種類は、処分(非回収)作業、回収作業のいずれに該当するか、

・特定有害廃棄物等は、事前認定を受けた回収施設への運搬か、

について該当欄に「×」印を記入すること。

(第5欄)

特定有害廃棄物等の排出者に関する必要な情報を提供すること。

輸出者が排出者である場合は、「SAME AS BLOCK 2」(第2欄に同じ)と記入すること。

また、特定有害廃棄物等の排出者が複数の場合には、「SEE ATTACHED LIST」(別添資料参照)と記入し、各排出者について必要な情報を記入した資料を添付すること。

(第6欄)

特定有害廃棄物等を複数の運搬者が運搬する場合又は複数の運搬者から選択する余地がある場合には、「SEE ATTACHED LIST」(別添資料参照)と記入して、各運搬者について必要な情報を記入した資料を添付すること。

(第7欄)

処分施設に関する必要な情報を記入すること。

処分施設が処分者である場合には、「SAME AS BLOCK 4」(第4欄に同じ)と記入すること。

(第8欄)

「輸出移動書類(別紙様式3)で用いるコード表」に従って、該当するコードを記入すること。

また、特定有害廃棄物等の処分作業に用いられる技術(工程、方法)を記入すること。

(第9欄)

通告を行う前に必要とされる、輸出者と輸入者との間の契約合意の日付を記入すること。

(第10欄)

書類に添付される資料の数を記入すること。

別添資料には添付が予定されている資料のほか、書類本体に記載できない補足的な情報を記入した資料を含む。

別添資料を添付するときは、当該記入欄に「SEE ATTACHED LIST」(別添資料参照)と記入すること。

(第1 1欄)

輸出者と輸入者との間の契約合意における、保険又は金銭的保証の条項の有無について、該当する欄に「×」印を記入すること。「yes」(有)の場合には、当該条項の有効期限を記入し、移動を予定どおりに行うことができない場合の第三者への損害に対する保険や代替処分を可能とする金銭的保証などの重要事項について資料を添付すること。

(第1 2欄)

「輸出移動書類(別紙様式3)で用いるコード表」に従って、該当するこん包の形態のコード番号を記入すること。

(第1 3欄)

特定有害廃棄物等のこん包の数を記入すること。

(第1 4欄)

「輸出移動書類(別紙様式3)で用いるコード表」に従って、該当する運搬手段の形態のコード番号を記入すること。

(第1 5欄)

特定有害廃棄物等の名称並びに有害な特性を示す最も重要な含有成分について、その性質及び濃度を記入すること。

「20°Cにおける物理的状態」については、該当する欄に「×」印を記入すること。「Other」(その他)の場合には、その物理的状態を具体的に記入すること。

(第1 6欄)

バーゼル条約附属書VIIIに基づいたコード記入すること。

また、廃棄物に関するその他の分類システムに基づいたコードを可能な限り記入すること。

(第1 7欄)

事故の場合の緊急の措置を含む特別な取扱いの必要性の有無について、該当欄に「×」印を記入すること。「yes」(有)場合には、その具体的な内容(例:こん包の方法、他の物質と併せて積載しないこと)について資料を添付すること。

(第1 8欄)

バーゼル条約に基づき規制される特定有害廃棄物等について、バーゼル条約附属書I及びIIIの規定に基づき規制される有害な廃棄物について、附属書Iに掲げるY番号のうち該当するものを記入すること。

なお、該当するY番号がわからない場合は、経済産業省、環境省の事前相談で確認すること。

(第1 9欄)

バーゼル条約に基づき規制される特定有害廃棄物等について、バーゼル条約附属書I及びIIIの規定に基づき規制される有害な廃棄物について、附属書IIIに掲げる有害な特性のうち該当するものに対応するH番号を記入すること。

なお、該当するH番号がわからない場合は、経済産業省、環境省の事前相談で確認すること

(第2 0欄)

バーゼル条約に基づき規制される特定有害廃棄物等について、バーゼル条約附属書I及びIIIの規定に基づき規制される有害な廃棄物について、附属書IIIに掲げる有害な特性のうち該当するものに対応する国際連合分類区分を記入すること。

なお、該当する国際連合分類区分が分からぬ場合は、経済産業省、環境省の事前相談で確認すること。

(第2 1欄)

国際連合の「危険物質の輸送に関する勧告」(Recommendations on the Transport of Dangerous Goods)に記載されている国連番号を可能な限り記入すること。

(第2 2、2 3欄)

第2 2欄には、特定有害廃棄物等の重量及び体積を、第2 3欄には、移動が予定されている日付を記入すること。

(第24欄)

日本及び台湾の権限のある当局の名称及び指定されている場合には輸出及び輸入の地点を記入すること。

(第25欄)

台湾の権限ある当局を記入すること。

(第26欄)

該当する箇所に「×」印を記入すること。また、詳細については、資料を添付すること。

(第27欄)

予定される運搬者又は不可抗力の際の新たな運搬者を記入すること。

(第28欄)

必要事項を記入すること。